

第28回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年10月25日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 地裁委員会委員

乾尚美，大須賀滋，大平哲也，小河妙子，小森正悟，鈴木芳胤，高井博文，野澤多佳子，正木秀明，三宅裕樹（五十音順，敬称略）

(2) 地裁委員会事務担当者

事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐，総務課庶務係長

4 議事

(1) 新委員の紹介

（新委員）三宅裕樹委員，高井博文委員，乾尚美委員

(2) 委員長挨拶

(3) 「障害者への配慮の在り方について」の説明及び意見交換

総務課庶務係長から，当庁における障害者への配慮の現状等の説明を行った後，質疑応答を行った。引き続き実施された意見交換の要旨は，別紙のとおり。

(4) 次回期日

平成29年5月24日（水）午後1時30分から

(5) 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙)

意見交換の要旨

(委員長)

委員が所属する団体等での障害者への配慮についての実情や、職員の意識を涵養するための取組などについて御紹介いただきたい。また、先ほど説明した裁判所の取組に対する御意見があれば伺いたい。

(A委員)

私が勤める市役所には、来庁者一般への対応マニュアルがあったが、障害者への対応要領を新たに作成した。対応要領作成に当たっては、まず文字からの意識改革として、法律名等を除いて「障害」の「害」は、ひらがなで統一するようにした。次に、障害の区分を細かく明記することで、職員一人一人がしっかり状況を把握して対応していくようにした。あらためて障害者の方に接する際の姿勢を確認するとともに、障害の内容等に応じて、具体的にどのように対応すべきかを職員が分かるような記載をしている。

また、情報提供の在り方として、ホームページを、アクセシビリティ（誰もが利用できること）、ユーザビリティ（使いやすさ）を確保するためのJIS規格に基づいた市のガイドラインに沿って運営し、音声読み上げソフトにも対応できるような文字にした。

ただ、最後は、人が行うことであり、市長が常々「気配り、目配りをしっかりして、丁寧に対応すること」と言っているとおり、最終的には職員一人一人の意識に辿り着くのだろうと思う。

(B委員)

大学の講義などでは、障害をもった学生、特に発達障害を抱えた学生には、必ず板書したり、スクリーンに映すなどして、耳で聞くだけでなく目で見て内容が分かるようにするなどの配慮をしている。また、試験

期間の前には、必ず「配慮が必要な人は申し出るように」というアナウンスをして、個別対応を検討している。

とにかく、本人に意思表示する機会を与えるということが、大事だと思う。特に、聴覚障害や視覚障害のある学生の多くは、大学事務局に申し出ることが身に付いているので、窓口をきちんと設けて、一人一人の事情に対応できるようにしている。

聴覚障害や視覚障害の学生は、配慮が必要であることを伝えることが以前よりもできるようになっていると感じるが、発達障害の学生は、上手くいかないこともある。発達障害の特性として、コミュニケーションを取ることが苦手な方が多いので、こちらから注意して見ていかないと難しいところもある。同じ障害名でも、一人一人事情が全く違うので、個別に目配り、気配りをしていくことになる。

(委員長)

教員が対応をしていて、この学生は発達障害かもしれないと思ったときに、組織としてどのように対応されているのかを伺いたい。

(B委員)

事務局の学生課や学生センターが担当になるが、学部や学科の中では、クラス担任を中心に各科目の担当者が目配りをし、定期的な会議や緊急の場合は速やかに連絡を取り合い、緊密な情報交換をしている。何もかも規則通りにはいかないなので、学生からの相談を受けて、関係者で個別に協議して対応することもある。

(委員長)

裁判所も発達障害を把握しづらいと感じている。職員の方は、利用者が発達障害のある方かもしれないということを、どのように判断しているのか。

(A委員)

市の福祉関係の部署等で事前に情報がある場合もあるが、多くの場合、保護者やサポートの方が一緒にいらっしゃるが多く、それらをもとに判断して、サポート態勢を取っている。

(C 委員)

私が所属する相談センターなどでも、難聴の方などは、手話通訳の方が同行されることが多い。全く文章が書けない方や話しぶりと行動が一致しない方などもいらっしゃるが、相談員が本人に確認しながら代筆するなどして対応することもある。

持参された障害者手帳等で障害について確認できる場合もあるが、本人からの申し出がない限り、こちらから疾患があるのかどうかについては聞いていない。

ただ、数は多くないものの、精神疾患がある方の中には、感情をぶつける方もいらっしゃる。その場合は、職員同士で協力、報告し合いながら、私たち自身の気持ちを平穏に保つための対策を考えるというのも、適切なサービスを提供するには必要だと感じている。そういうことも、職員の対応要領などに入れていくと、より適切なサービスを前進させることができるのではないかと思う。

(D 委員)

障害があるかどうか分からないケースでは、聞きづらいけれども、障害の有無を積極的に聞く姿勢が必要かと思う。「そんなこと聞いていいのかな」と遠慮がちになってしまうが、良い意味で、そういうことを超えていくことも必要だと思う。

手続援助の面では、相談者から障害の有無等について言ってもらわないと、相談事項について冷静な判断、適正な判断ができない。ただ、障害者の方は、健常者が考えるほど簡単に教えてくれることはないと思う。それでも、例えば、障害者手帳があれば、最低賃金の除外申請ができる

が、そういうことをしていないために、雇用の機会を失ってしまっているというケースもあるので、答えにくいだろうし、こちら聞きづらいが、法律に携わる者として、障害者手帳の有無等の必要な情報は、勇気をもって毅然と聞かなければいけないと考える。

(E 委員)

社会福祉協議会では、障害者が地域に溶け込むための様々な取組をしている。バリアフリーなどの物理的な面（ハード面）だけでなく、精神障害の方なども含めた取組をしてきており、組織内で連携を取りながら、専門的組織間で協調しあっている。

例えば、自治会と地域ごとの社会福祉協議会で協力しあっているが、高齢化や認知症が大きな問題となっている。認知症の方も一見して分からない場合があるので、対応が難しいと感じている。認知症も障害もカミングアウトすることは難しいものであり、社会に障害などに対する理解がないと支援できないこともある。誰しも、障害や認知症などの疾患になる可能性があるということを理解しなければならない。また、子どもの頃から、学校教育などで障害について教育をすることも大切だと思う。

(F 委員)

報道においても、ハンディキャップがあることで、不利益を被ってはいけないという方向性は同じである。あとは、それをどのような手法・手段で実現していくかということだと思う。

どんな方に、どのような対応をすると良かったかという事例を、積み上げていくかということが一番大事だろうと思う。全国の裁判所では、障害者の方が関わった事例が多くあるだろうから、対応や改善点を数多く集約・共有し、対応策を積み上げていくことが必要だろうと思う。

また、ハンディキャップがあることによって不利益を受けてはならな

いということはもちろんであるが、それと同様に、障害のある方が、裁判で当事者や証人になった場合、その相手方にも不利益にならないようにするという視点が必要だと思う。つまり、公平、平等が大前提の裁判所としては、相手方も気にしながら対応する必要があると思う。

(G 委員)

私が所属する弁護士会の「高齢者・障害者権利擁護センター」には50人程度の弁護士が登録しており、障害者の方への人権擁護活動をしている。弁護士会では、特にここ数年、無料相談や出張相談など、積極的に活動するようになった。

ただ、弁護士として気を付けなければいけないと思っていることは、裁判所は、判決や訴訟上の和解などにおいて、まずは権利を発生させる要件の主張があり、さらに、主張に対応する立証ができて初めて権利等が認められる世界ということである。一方、障害者の方が自分の依頼者として来た場合に、障害によって、依頼者自身が認識しているストーリーが実際と異なるストーリーであったり、証拠として主張されているものの信ぴょう性に疑義が出てきたりすることがある。よって、そのような場合には、その方の権利のために、内容などを吟味する必要がある。障害の有無を尋ねるかという話があったが、弁護士として代理人活動をする際には、積極的に依頼者の情報を把握しないと、かえって権利侵害につながるということもある。

ただ、本人が障害の有無などを、ぱっと答えられないこともあるのでそのようなときは、障害者の周りにはいる人と連携を取る必要がある。依頼者と弁護士が一对一で話すよりは、社会福祉協議会の社会福祉士の方や自治体職員の方、支援者から相談を持ちかけてもらうなどして、チームとして支援することが、真に最適な権利擁護活動につながると思っている。

(委員長)

依頼者がおっしゃっている内容が適切な権利擁護にならない場合、具体的にはどうされるのか。

(G委員)

弁護士として、あまり依頼者の言っていることを鵜呑みにすると、かえって依頼者の権利擁護にならないということがあるのも事実だが、一方で、障害者の方の自己決定も非常に大事であると考えている。障害のある方で、自分は「弱者」ではない、障害も個性だという考えをお持ちの方もいる。パラリンピックなどを見ても、障害者の方が「かわいそうだと思ってほしくない」ということもおっしゃっているわけで、何が何でも弁護士が後見的にというわけではなく、本人の意思も尊重しつつ、障害のために冷静かつ適正に判断ができないものについて、弁護士や周りの人が援助するという姿勢でいるが、そのバランスに、いつも悩んでいる。

繰り返しになるが、それを克服するためには、障害者と弁護士だけではなくて、本人をよく知っている親族や、自治体職員、社会福祉士などチームでその人を支援していくという発想が必要だと思う。

具体的な例を挙げると、法テラスのある事務所に勤務していた弁護士が、権利救済のために、障害者や社会的弱者の案件を掘り起こしていく中で、福祉と連携したことをきっかけに、今でも福祉関係者とチームを組んでいるという例がある。福祉関係者として多いのは、社会福祉士で、他には、自治体職員、社会福祉協議会、臨床心理士などの心理の専門家、場合によっては医師と組むこともあり、チームで定期的に集まり、方針を話し合うということをしていると聞いている。

そして、チームを組むことで、一人だけで問題を全部受け止めるのではなく、受け手側の負担を減らすというメリットもあると思う。

(委員長)

障害に対する理解ということについて、現在は、おそらく過渡期という位置づけになろう。今の過渡期の状況から我々がどのように対処していけば良いのか、お考えを伺いたい。

(B 委員)

大きな問題で、簡単に答えが出るようなものではないと思うが、障害のある人、ない人が一緒に社会で暮らしているわけだから、できる限り両者がお互い触れ合って理解しあっていく機会が必要だと思う。昨年、学生たちを引率して裁判員裁判を傍聴したが、障害のある方々にも、見学をしてもらって、そこで裁判所の職員も対応に慣れていくということもあるのではないか。

(E 委員)

非常に難しい話だが、まだ価値観が固まっていない小学生の段階から、教師の下で、しっかり対応していくということが必要だと思う。これは、もしかすると、いじめ問題とも同根の話かもしれない。当然、学校で全てを教えることはできないので、地域の大人などとの関わりの中で話ができる環境があれば良いと思う。また、子どもだけでなく、大人もボランティアなどで取り組んで、社会も障害に対する理解を深めることが大切である。

(委員長)

自治体として、障害者と健常者が日常的に接触していくなかでお互いを知るという機会を設けるような取組などがあれば、伺いたい。

(A 委員)

私が勤める市役所では、社会福祉協議会が主体となって、市民に呼びかけて施設入所者の作品を見てもらう機会を提供するなど、様々な取組を行っている。また、教育委員会としても取組を続けている。

(委員長)

社会一般の意識も変わりつつあるが、現時点では十分なノウハウの蓄積があるとまでは言えず、感情をぶつける相談者など対応をしていく上で、何か参考になるような話をお聞かせいただきたい。

(C委員)

相談者が最初から怒っている、口調が荒いというのは、何か別のサポートが必要なのかなと思って聞いている。私たちは、仕事をしていく中で、きっと背景に気づき、その方の本当の主訴が何かということに意識を向けることができるように努めている。また、考えながら話を聞くことで、私たち自身の気持ちもコントロールしている。返答や話をするチャンスを待ちながら話を聞くという対応を心掛けている。

電話であれば、どうしても一人での対応になるが、来所の相談の場合に、相談者が声を荒げるようなことがあれば、職員がずっと来てくれたり、責任ある相談員が入ってくれたりして、複数で対応するような体制を取っている。

(委員長)

一人ではなく、チームで、というのは、ヒントになるかと思う。裁判所では、通常の刑事裁判以外に、医療観察事件があり、そこではチーム的に仕事をしていると思う。少し局面は違うかもしれないが、チームでの作業ということについて、どんなことを感じておられるか。

(H委員)

医療観察というのは、犯罪に該当する事件を起こした人が、精神の障害によってその責任を問えないため、起訴されなかった、あるいは、裁判になったが、責任能力がないということで執行猶予や無罪となった場合に、重い罪を犯した人に対して医療観察法という法律で強制的に医療を受けさせるための手続である。医療観察の対象者には、付添人として

弁護士が付き、その付添人が、対象者の言い分を裁判所に伝えるという役割をしている。また、精神鑑定の過程で、医療機関や医師から、対象者がどういう状況にあるのかという情報が寄せられる。また、参与員という立場で医療関係の方が、審判について助言をしてくれる。さらに、保護観察所は、社会内で医療を受ける場合に、対象者の環境を調査して、情報を寄せてくれる。このようにして集まった情報をもとに、裁判官と精神保健審判員（医師）が対象者にとって、どういう医療が適切なのかということ相談して、最終的な結論を出すというものであり、チームで対応するものである。

チームで判断することのメリットは、多面的に事件を見ることができるといえる。様々な視点から対象者の問題点を考え、社会へ復帰するためにどういう条件が必要なのかということ、チームとして組むので、様々な人の知識を活かして、多面的な取組が可能となる。

（D委員）

障害があるばかりに、公平な土俵の上に乗れずに不利を被るといえることは、いかなる手段を講じてもなくすべきだといえる考えは、ずっともっている。障害を有する方が正しく理解をするお手伝いをするというのが相談を受けた側の役割だと思う。

他方で、絶対にしてはいけないのは、裁判の場で障害を理由に有利に扱うことである。障害があるからといって、その方を有利に扱うことが、結果的に、健全者が障害者を正当に見られなくなる一因になる気がする。適切なサポートをするためには、きちんと理解をして対応しなくてはならない。

（委員長）

組織的に対応する場合のサポート体制ということ、色々な意味があると思う。心情的な意味でのサポートになるという面もあるが、障害

者について、多面的な見方の中で、適切な対応を作り上げていくという面もある。例えば、報道するときにも多面的な見方を意識されることが多いと思うが、何か工夫されていることはあるか。

(F 委員)

一方の言い分だけでなく、相対するもう一方の言い分も合わせて伝えるというのが基本的な姿勢である。ただし、一方で、報道機関には、弱者の声を代弁しなければならない、という使命もある。今日の議題で、司法においては、障害者に配慮するということが、同情することではなく、「正当な権利をいかに守れるか」ということをドライに判断することが重要だと思う。

また、身体的ハンディキャップと知的・精神的ハンディキャップは、区別して考えた方が、合理的ではないかと思う。身体的ハンディキャップというのは、器具を利用したり、他の人が介助することによってある程度補える。パラリンピックで障害者が注目を浴びているが、選手の多くは、身体的障害者である。その部分に関しては、世間一般も、「頑張っているな」という反応である。それに対し、精神的な障害を持っている人には、なかなかそういう目が向かない。個別の事例に対して、どういう対応が必要なのか、精神的ハンディキャップのある人に対する対応策と、棲み分けて考えるしかないのかなと思う。

(G 委員)

確かに、依頼者とコミュニケーションを取るにあたって、身体障害者の方とのコミュニケーションよりも精神的障害のある方とのコミュニケーションのほうが難しい。民事訴訟の場合、精神的障害のある方であれば、そもそも訴訟能力があるのかどうか、例えば後見人や保佐人を付ける必要があるのかどうか、というところから検討しなければならない事案もあると考えている。

ただ、裁判所として関与できる限界もあるので、その限界をわきまえての対応も必要になってくると思う。例えば、裁判所の公平性、中立性から「ここからは申し上げることができません」と職員が伝えても、それすらなかなか理解してもらえない場合には、裁判所の窓口案内では限界があるため、その方の立場に立って権利擁護する役割にある弁護士や法テラスなどの相談先や福祉関係機関等へつなぐ態勢があっても良いのではないか。福祉関係機関等につないで、そちらでチームとして対応してもらおうという整理、見極めというか検討ができれば、より実質的に障害者の方に配慮した、ということも言えるかなと思う。

以 上